県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧 (詳細)

R5 (2023).4.1 栃木県保健福祉部こども政策課

					IC 0 (2)	023) . 4 . 1 例/	个 県 休 使 怕 他 前 し	乙号以来味
市町名	宇都宮市	足利市	足利市	栃木市	佐 野 市	鹿沼市	日 光 市	小 山 市
助成対象	生殖補助医療・先進医療	保険適用外の生殖補助 医療	保険診療と合わせて実 施した先進医療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	1回の治療につき,初回は保険適用分を含む自己負担額の10割(※)に対し上限45万円を助成。2回目以降は保険適用分を除く自己負担額の7割に対し上限30万円を助成。(ただし,混合診療の場合は上限7万円)通算回数6回まで。(これまでの助成履歴や保険適用回数上限に関わらず対象)(※)高額療養費や付加給付金等を差し引いた自己負担額	20万円を限度に生殖補 助医療にかかる自己負 担額の1/2を助成	5 万円を限度に先進医療に係る自己負担額の 1/2 を助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15 万円を限度 に年度1回、子 ども1人につき 5回まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 年度1回、通算 5回まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、1回 15万円を限度に 通算5回まで助 成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度 に、年度1回助成(通算助成年 数の制限はな し)	この制度を利用しての場所を対象に、対象・出産した対象に、対象を対象に、対象についたがで、1/2以内で、5年間で100万円を限度に、単立に、第5年度1回、通りに、単し、通りに、単し、通りを表して、第5年度に、第5年度に、第5年度に、第5年度に対してものでものが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、また
助成条件	①治療開始日ごとに妻の年齢が 43歳未満 ②治療開始日が令和4年4月1 日以降で,治療終了日の翌月から翌年の治療終了日同月末までに申請 ③治療開始日及び助成申請時に夫婦のいずれかが市内に住所を有すること ④ 市税等の滞納がない者	①1年以上在住する夫婦 ②市税の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下	①1年以上在住する夫婦 ②市税の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下	①夫婦の一方が 1年以上在住②市税等の滞納 のない者③健康保険等へ の加入	①1年以上在住する夫婦②市税等の滞納のない者③健康保険等への加入	①夫婦または事 実婚にある夫 婦の一方が1 年以上在住 ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住する夫婦②市税等の滞納のない者③健康保険等への加入	①1年以上在住 する夫婦 ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入
所管課名 (電話番号)	子ども支援課 (028-632-2296)	健康増進課(0284-22-4513)	健康増進課(0284-22-4513)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課 (0283-85-7317)	健康課(0289-63-2819)	子ども家庭 支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭 支援課 (0285-22-9634)

[※]本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市町名	真岡市	矢 板 市	矢 板 市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下 野 市	下 野 市
助成対象	保険適用外の人 工授精・体外受 精・顕微授精	保険適用の人工授 精・生殖補助医療	保険適用外の不妊検 査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用、保険 適用外の不妊検 査・治療	特定不妊治療	保険適用の人工授精・ 生殖補助医療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 年度1回、通算 5年度まで助成 特定不妊治療の 申請が初めての 場合、初年度の み上限 30 万円 助成	助成対象経費の 1/2 以内で、10 万円を限 度に年度1回、通算5 回まで助成 (保険適用分の自己 負担を助成、男性不妊 治療も含む)	助成対象経費の 1/2 以内で、15 万円を上 限に年度1回、通算5 回まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 30万円を限度に 年度1回、通算 5回まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、1回 の申請につき15 万円を限度に、 年度2回、通算 5年度まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 30万円を限度 に通算5年度 で助成 令和5年度治療 分からは、己負 分1/2も助成	助成対象経費の 1/2 以内で、10 万円を限度に助成 ※令和 3 年度以前に 凍結した胚を用いて、 令和 4 年度に保険適 用外で胚移植を行っ た場合に限る	助成対象経費の全額 を、10万円を限度に年 度1回、通算5回まで 助成(生殖補助医療は 1回の出産につき通算 5年度まで)
助成条件	①1年以上在住 する夫婦 ②市税等の滞納 のない者	①1年以上在住する 夫婦 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の 年齢が43歳未満 (生殖補助医療の み)	①1年以上在住する 夫婦 ②市税等の滞納のな い者 ③健康保険等への加 入	①夫婦の一方が 1年以上在住 ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①市内在住する 夫婦(事実婚を含む) ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住 する夫婦 ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①夫婦の一方が1年 以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の 年齢が43歳未満	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入 ④治療開始時の妻の年齢が43歳未満(生殖補助医療のみ)
所管課名 (電話番号)	こども家庭課 (0285-83-8131)	子 ど も 課 (0287-44-3600)	子 ども課(0287-44-3600)	子育て相談課 (0287-38-1356)	健康增進課(028-682-2589)	こども課 (0287-88-7116)	健康增進課 (0285-32-8905)	健康増進課 (0285-32-8905)

[※]本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市町名	下野市	上三川町	茂 木 町	茂 木 町	市貝町	芳 賀 町	壬 生 町	野木町
助成対象	保険適用外の不妊治療 (国の承認を受けた先進医療・保険適用の上限回数を超えて全額自己負担となった治療)	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	男性不妊治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用外の不 妊検査・治療	保険適用、保険適 用外の不妊検 査・治療	生殖補助医療 (男性不妊治療 除く)及び人工 授精
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の1/2以内で、15万円を限度に年度1回、通算5回まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 20万円を限度に 通算5年度まで 助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 通算5年度まで 助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 10万円を限度に 通算5年度まで 助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 通算5年度まで 助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 通算5年度まで 助成	助成対象経費の 1/2以内で、ひと りのお子様につ き年間10万円を 限度に、通算3年 度まで助成	助成対象経費の 1/2以内で、年間 15万円を限度に 年度1回、通算 5年度まで助成
助成条件	①夫婦の一方が1年以上在住 ②市税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	① 1 年以上在住 する夫婦 ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①夫婦の一方が 1年以上在住 ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住 する夫婦 ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住 する夫婦(事実 婚を含む) ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住 する夫婦 ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①夫婦の一方が 1年以上在住 ②町税等の滞納 のない者 ③健康保険等へ の加入	①1年以上在住する夫婦②町税等の滞納のない者③健康保険等への加入
所管課名 (電話番号)	健康増進課 (0285-32-8905)	子ども家庭課 (0285-56-9132)	保健福祉課 (0285-63-2555)	保健福祉課 (0285-63-2555)	町民くらし課 (0285-68-1133)	子育て支援課 (028-677-6040)	こども未来課 (0282-81-1864)	健康福祉課 (0280-57-4171)

[※]本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

市町名	塩谷町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町
助成対象	保険適用外の不妊 検査・治療	保険適用の不妊検 査・治療	保険適用外の不妊 検査・治療	保険適用外の不妊 検査・治療	保険適用外の不妊 検査・治療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	助成対象経費の 1/2 以内で、年間 30 万円を限度に、 保険適用分を含め て年度 1 回、通算 5 回まで助成	助成対象経費の 1/2 以内で、年間 15 万円を限度に、 保険適用外分を含 めて年度 1 回、通 算 5 回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に年度1回、通算5年度まで助成(ただし、妻の不妊治療開始時の年齢が36歳未満の夫婦については通算10か年度分助成)	助成対象経費の 1/2以内で、年間20 万円を限度に年度 1回、通算5回ま で助成	助成対象経費の1/2以内で、1回の治療につき20万円(男性不妊を含む)を限度に、年度2回、通算5年度まで助成
助成条件	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②町税等の滞納のない者 ③健康保険等への加入	①申請時に夫婦の 一方又登録が高根 沢町にあること ②町税者 ③健康保 加入 ④法律上の婚姻 係にあり 係にあり 係にあり の ない も の が は り の は の は の は の は の は の は の は の は の は	①1年以上在住する夫婦②町税等の滞納のない者③健康保険等への加入	①1年以上在住す る夫婦 ②町税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入
所管課名 (電話番号)	健康生活課 (0287-45-1119)	健康生活課 (0287-45-1119)	こどもみらい課 (028-675-6466)	こども未来課 (0287-71-1137)	子育て支援課 (0287-92-1115)

[※]本表における生殖補助医療は、体外受精、顕微授精及び生殖補助医療の一環として実施した男性不妊治療を指します。

県内市町不育症治療費助成事業等実施状況一覧(詳細)

R 5 (2023) . 4.1 栃木県保健福祉部こども政策課

					K 5 (202)), . 1. 1 ///////////////////////////////	医田祖 印ここ も以来味
市町名	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	日 光 市	小 山 市	大田原市
助成対象	国が対象とする保 険適用外の不育症 検査	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療
所 得 制 限	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
助成内容	1回の検査に係る 費用の7割に相当 する額(千円未満の 端数が生じた場合 には、切り捨て)で、 上限6万円	1回の治療につき 年間30万円を限度 に年度1回、通算5 回まで助成	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成(通算助成年数の制限なし)	助成対象経費の1/2 以内で、年間30万円 を限度に年度1回、 通算5回まで助成	年間30万円を限度 に、年度1回助成 (通算助成年数の 制限はなし)	第1子対象の不育 症治療について助 成対象経費の1/2以 内で、1つの治療期 間につき30万円を 限度に通算5回ま で助成(通算助成年 数の制限はなし)	助成対象経費の1/2 以内で、1回の治療 につき30万円を限 度に助成(通算助成 回数、通算助成年数 の制限なし)
助成条件	①助成申請時に市 内に住所を有する こと ②既往流死産回数 が2回以上の者	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①1年以上在住す る夫婦 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①1年以上在住す る夫婦 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①申請日及び助成 対象期間におい て在住する夫婦 ②市税等の滞納 のない者 ③健康保険等への 加入	①治療時、申請者が 在住しているこ と ②市税等の滞納の ない者
所管課名 (電話番号)	子ども支援課 (028-632-2296)	健康増進課(0284-22-4513)	保険年金課 (0282-21-2137)	健康増進課(0283-85-7317)	子ども家庭支援課 (0288-21-5101)	子育て家庭支援課 (0285-22-9634)	子ども幸福課 (0287-23-8634)

市町名	那須塩原市	那須烏山市	下 野 市	茂 木 町	壬 生 町
助成対象	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用・適用外の 不育症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療	保険適用外の不育 症検査・治療
所得制限	なし	なし	なし	なし	なし
助 成 内 容	助成対象経費の1/2 以内で、年間30万円 を限度に年度1回、 通算5回まで助成	助成対象経費の1/2 以内で、年間30万円 を限度に助成(通算 助成年数の制限な し) 令和5年度治療分 からは、保険適用の 自己負担分1/2も助 成	助成対象経費の1/2 以内で、年間30万円 を限度に、年度1回 助成(通算助成年数 の制限はなし) なお、厚生労働省不 育症研究班 に属する又はこれ と同等な医療機関 の検査・治療である こと	助成対象経費の1/2以内で、年間20万円を限度に助成(通算助成年数の制限はなし)	助成対象経費の1/2以内で、年間30万円を限度に助成(通算助成年数の制限はなし)
助成条件	 夫婦の上在住 市税い者 健康保験の加入 体の加入 不育の妻をおり、一方がのない者 でかれる。 でかれる。 でかれる。 でかれる。 でからます。 はいている。 はいている。 	①1年以上在住す る夫婦 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②市税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②町税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入	①夫婦の一方が1 年以上在住 ②町税等の滞納の ない者 ③健康保険等への 加入
所管課名 (電話番号)	子育て相談課 (0287-38-1356)	こども課 (0287-88-7116)	健康增進課 (0285-32-8905)	保健福祉課 (0285-63-2555)	こども未来課 (0282-81-1864)